

大谷石建築物ライトアップ機材貸出事業

事業の概要

ライトアップにより、大谷石建築物のある景観の魅力を演出し、大谷石建築物に対する関心及び保全の意識を高め、「石の街うつのみや」としての魅力ある景観を守り形成していくことを目的に、道路から視認できる場所において大谷石建築物をライトアップしたい方に対し、機材を貸出します。

◆ 大谷石とは？

宇都宮市の大谷町を中心に、産出された天然の凝灰岩（徳次郎石等も含む）のことです。今から約1,500～2,000万年前に火山から噴出により堆積したもので、産出された地域によって色・密度・硬度が異なるため、「徳次郎石」や「田下石」など異なる呼び方があります。

◆ 大谷石建築物とは？

この事業では、外壁の過半に大谷石が使用されている建築物をいいます。宇都宮市には大谷石建築物の集積により、特徴的な景観を形成している地域があり、日本遺産の構成文化財にもなっています。



○ 貸出機材

【LEDコンパクトスポットライト】

高さ：約 80mm
長さ：約150mm
直径：約 60mm
配光：中角タイプ

【LED電球スポットライト】

高さ：約220mm
長さ：約180mm
直径：約150mm
配光：広角タイプ

○ **貸出対象者**

別図に定める「大谷エリア」「中心部エリア」「集落エリア」内に現存する大谷石建築物の所有者、管理者、使用者及び所有者の二親等以内の方とします。

○ **貸出要件**

- ① 貸出期間は3か月となります。(再延長も可能です。)
※ 貸出期間を調整させていただくことがあります。
- ② 大谷石建築物1軒に対して、ライトアップ機材の貸出は2台までになります。
- ③ 道路から視認できる壁面をライトアップしていただきます。
- ④ 延長コード等は利用者にご準備いただきます。

○ **貸出時の注意事項**

- ① ライトアップは原則17時～22時までとし、周辺の迷惑にならないよう十分に注意してください。
- ② ライトアップ機材は、取扱説明書等によって適切に使用し、処分や目的外の使用、転貸及び譲渡してはいけません。
- ③ ライトアップ機材の貸出は無償ですが、設置費用及び使用電気料金は利用者の負担となります。
- ④ 機材の使用によって生じた事故や怪我等については、利用者の責任で対応をお願いします。
- ⑤ 機材の搬出入は、利用者が行うようお願いします。

○ **申請に必要な書類**

補助金交付申請書に以下の書類を添えて提出してください。

- ① 対象となる大谷石建築物の所在地が分かる地図
- ② 大谷石建築物又は、建築されている敷地の所有者が確認できる書類
- ③ 申請者と大谷石建築物の所有者又は敷地の所有者が異なる場合は、申請者と所有者の関係が確認できる書類及び工事を行うことについて所有者から同意が得られていることが確認できる書類
- ④ 現況の写真

○ **実績報告に必要な書類**

実績報告書にライトアップ時の写真（申請時に提出した現況の写真と同じ位置から撮影したもの）を添えて提出してください。

【別図】

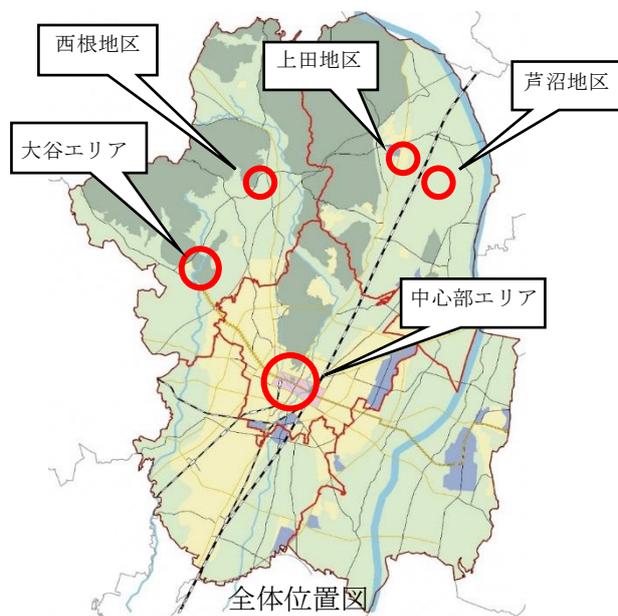
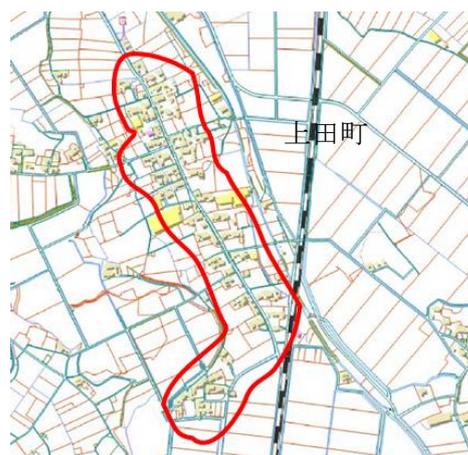
大谷エリア



中心部エリア

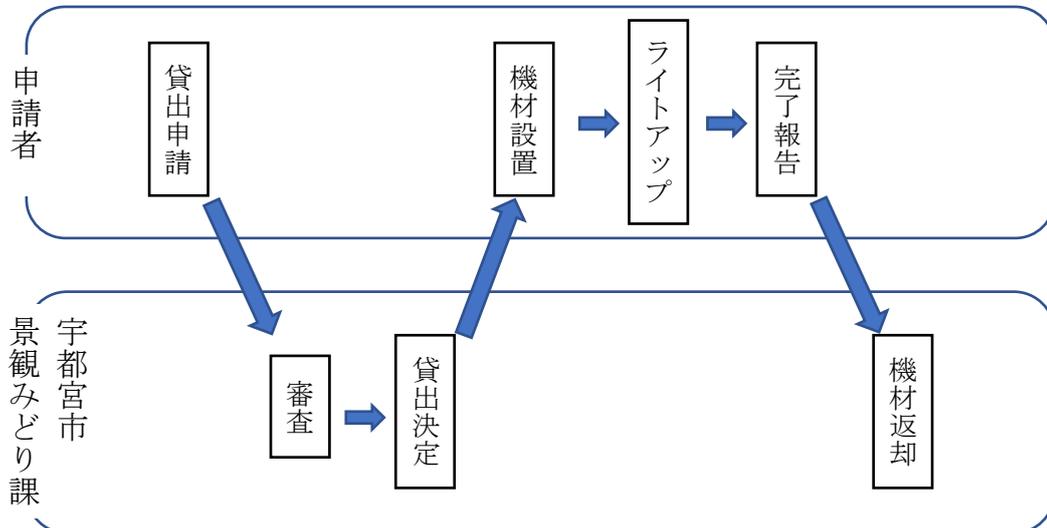


集落エリア（西根集落，上田集落，芦沼集落）



申請受付

◆ 申請の流れ



【注意事項】

- 申請及び事前相談
 - ・ 貸出台数には限りがありますので、事前相談または余裕を持ったスケジュールでのお申込みをお願いいたします。
 - ※ 機材台数の上限や貸出時期の調整がありますので、申請の状況により、受付を終了する場合があります。
- 各申請書類の内容
 - ・ 不明点等があった場合、内容確認のため、申請者にご連絡をさせていただくことがあります。

◆ 申請書等のダウンロード（宇都宮市ホームページ）

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/machizukuri/keikan/1026836.html>

【お問い合わせ先】

宇都宮市 都市整備部 景観みどり課

電話：028-632-2558

FAX：028-632-5421

E-mail：u55002100@city.utsunomiya.tochigi.jp

